



2023年5月19日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO
仲井 嘉浩
(コード番号：1928 東証プライム市場・名証プレミア市場)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号
問い合わせ先
責任者役職名 執行役員 IR部長
氏 名 吉田 篤史
代表TEL 06-6440-3111

業績連動型株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬として新株式の発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2023年6月7日
(2) 発 行 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 80,100株
(3) 発 行 価 額	1株につき、2,938.5円
(4) 発 行 総 額	235,373,850円
(5) 株式の割当ての対象者 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	当社の社外取締役を除く取締役（退任者を含む） 8名 56,400株 当社の取締役を兼務しない執行役員（退任者を含む） 17名 23,700株
(6) そ の 他	本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の 効力発生を条件とします。

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の社外取締役を除く取締役（退任者を含む。以下「対象取締役」といいます。）及び取締役を兼務しない執行役員（退任者を含む。以下「対象取締役」と併せて「対象取締役等」と総称します。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度（以下「本制度」といいます。）を、2020年4月23日開催の第69回定時株主総会決議を受け、導入しております。

当該株主総会においては、対象取締役に係る確定基準株式ユニット数（基準株式ユニット数×支給割合）の合計は年270,000株以内とし、対象取締役に交付する当社株式の数の合計は年135,000株以内、対象取締役に對する金銭報酬債権及び当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭（以下「納税目的金銭」といいます。）の総額の上限は確定基準株式ユニット数の合計の上限に交付時株価を乗じた金額とすることを決議しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等に対して、連続する3事業年度からなる評価期間（以下「評価期間」といいます。）中の業績評価指標を予め設定し、当該業績評価指標の達成度に応じた数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭を報酬等として支給する事後交付型の株式報酬制度です。

対象取締役等への当社株式交付のための金銭報酬債権及び納税目的金銭の支給は、原則として評価期間終了後に行います。

(1) 交付株式数、金銭報酬債権及び納税目的金銭の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役等に交付する当社株式の数を算定し（ただし、100株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。）、以下の②及び③の計算式に基づき、各対象取締役等に支給する金銭報酬債権及び納税目的金銭の額を算定します。また、評価期間中の退任等の場合には当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役等又はその相続人等に交付する当社株式の数又は金銭の額を合理的に調整する場合があります。

①各対象取締役等に交付する当社株式の数

基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）×50%

②各対象取締役等に支給する金銭報酬債権の額

①で算定した当社株式の数×交付時株価（※3）

③各対象取締役等に支給する納税目的金銭の額

（基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）－①で算定した当社株式の数）×交付時株価（※3）

④対象取締役に支給する1年当たりの金銭報酬債権及び納税目的金銭の総額の上限

確定基準株式ユニット数（※4）の合計の上限（年270,000株以内）×交付時株価（※3）

※1 各対象取締役等の役位に応じて、人事・報酬諮問委員会にて審議の上、その答申を踏まえ、毎年決定します。

※2 評価期間の各業績評価指標の目標及び達成状況の評価等について、人事・報酬諮問委員会にて審議の上、その答申を踏まえ、当社取締役会にて、0%～150%の範囲で決定します。

※3 評価期間終了後における、本制度に基づく当社株式の交付に関する株式発行又は自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

※4 確定基準株式ユニット数とは、基準株式ユニット数に支給割合を乗じた数をいいます。

(2) 交付要件

評価期間が終了し、以下の当社株式の交付要件を満たした場合に、各対象取締役等に対して金銭報酬債権及び納税目的金銭を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役等に当社株式を交付するものとします。当社が当社株式を交付する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分により行われ、当社株式を支給する対象取締役等及び当該株式発行又は自己株式の処分に係る募集事項は、各評価期間経過後の当社取締役会において決定します。

①対象事業年度中に当社取締役その他当社取締役会が定める役職にあったこと

②一定の非違行為がなかったこと

③当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件

(3) 組織再編等における取扱い

評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、

当該組織再編等の効力発生日に先立ち、評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社株式について、業績連動型株式報酬に係る上記金銭報酬債権及び納税目的金銭の額の算定方法に基づき算定する額の金銭を支給することができるものとします。

3. 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づく当社の第70期事業年度の業績連動型株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年5月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,938.5円としております。

この金額は、東京証券取引所における当社の普通株式の1か月（2023年4月19日から2023年5月18日まで）の終値単純平均値である2,805円（円未満切り捨て。終値単純平均値において以下同じです。）からの乖離率4.76%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、3か月（2023年2月19日から2023年5月18日まで）の終値単純平均値である2,701円からの乖離率8.79%及び6か月（2022年11月19日から2023年5月18日まで）の終値単純平均値である2,571円からの乖離率14.29%となっております。

これらを勘案した結果、上記発行価額は割当予定先に特に有利なものとはいえ、合理的であると考えております。

以上